

## 2. 必要書類

### (家庭から自立してアルバイト収入で学費を賅っていること)

要件チェック項目	証明書類等の例
①原則として自宅外で生活をしていること (自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象とする。この場合、①の証明書類は不要)	アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い証明書類、住民票の写し等
②家庭からの多額の仕送りがないこと	誓約書(様式2)に金額(年額)を記載 ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は2020年度の仕送り額を記載預貯金通帳等の写し(任意)
③家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと	コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等(提出可能な場合)又は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入

### (新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けていること)

④アルバイト収入への影響とは次のいずれかの状況 1) 新型コロナウイルスの影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続していること 2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)し、その状況が本年度になっても改善していないこと 3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっていること	1) 「3. 申し送り事項」に事情等を記入 2) アルバイト先からの給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し(任意)等(2020年1月以降の2ヵ月分で減少がわかるもの※減少がわかるものが昨年度に係るものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること) 3) 他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等(提出可能な場合)
---	--

### (既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること)

⑤既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと 1) 新制度に申し込みをしている者又は今後利用を予定している者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者 2) 新制度の対象外であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者 3) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者	以下に係る認定書等の写し(提出可能な場合)・第一種奨学金(無利子奨学金)(奨学生証)・大学等独自の奨学金・民間等の支援制度等・外国人留学生学習奨励費
--	--